

令和7年度 京都市立藤森中学校部活動運営方針

生徒指導部 部活動係

1. 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2. 位置づけ

部活動は学校教育活動の一環として行い、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等に資するものとする。

3. 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ①活動に必要な部員がいること。
- ②顧問がいること。
- ③校内に活動場所を確保できること。

4. 部員

入部は自由意志により、1人1部とし、3年間続けることを原則とする。ただし、毎年、年度初めに入部届を提出すること。

5. 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。ただし、新入生は入部届提出日以降とする。

(2) 活動時間（準備・移動時間は除く）

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間等）は3時間程度を原則とする。朝練習は禁止とする。

(3) 完全下校

平日

年間を通して16時35分まで活動可。16時50分完全下校。

休日・長期休業期間

8時から活動可とし、16時50分を完全下校とする。

(4) 休養日

ア 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。

イ 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（試験最終日も含む）。
- ② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。
- ③ 次に定める学校行事の日は部活動停止日とする。

入学式・入学式前日・職員会議（研修会）・卒業式前日・卒業式・合唱コンクール
チャレンジ体験期間中（2年のみ）・修学旅行前日（3年のみ）・修学旅行代休日（3年
のみ）・支部研究授業・研究授業
その他学校行事等。

ただし、公式戦（中体連、もしくは協会等主催の公的な大会）の1週間前は、管理職・部
活動係の了承を得て活動を認める。

(6) 活動計画

各部活動ごとに各月ごとの活動計画を作成し、校長の承認を受け、顧問から保護者に配布する。
校外で活動をする場合は、「校外活動届」をその前の週の木曜日までに管理職に提出し、承認を得
ること。

(7) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、1人月500円までを上限とし、
あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。